

『環』の公共事業実施ガイドラインチェックリスト

工 事 名	山手幹線街路整備促進工事		
工 事 箇 所	京田辺市多々羅～三山木地内		
発 注 機 関	京都府山城北土木事務所		
評 価 実 施	設計・積算段階	平成23年6月30日	
	施工段階（工事完成時）	平成24年3月30日	

地域の環境像 / 環境の保全に配慮する事項	<p>周辺には、田園風景や山林が広がり、歴史ある自然豊かな環境である。また、事業箇所の西側には同志社大学があり、本箇所は近鉄三山木駅及びJR三山木駅と同大学を結ぶ通学道路となっている。また隣接して、京田辺市施行の区画整理事業を実施しており、大きく周辺の景観や環境が変わろうとしている。</p> <p>施行箇所は、京田辺市施行の区画整理事業箇所と隣接しており、景観形成において整合を図り、一体的に整備を進めていく必要がある。</p>
------------------------------	---

配 慮 項 目	設計・積算段階	完 成 時	備 考
■地球環境・自然環境			
●地球温暖化（CO2排出量等）			
①府内産の間伐材や現地発生材を使用する。	-	-	木材の使用無し
②省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用する。	○	○	特記仕様書に記載し、現場監督員が確認
③CO2の吸収やヒートアイランド現象の抑制に資する緑化を推進する。	-	-	緑化を行う適地がない
●地形・地質・土砂移動			
①京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質などの分布状況を把握し、改変を回避する。	-	-	※設計段階での配慮
②現況地形を極力残す。	-	-	※設計段階での配慮
●野生生物・絶滅危惧種			
①京都府レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種や、地域で特に貴重と考えられる野生生物などの生息・生育状況を把握し、生息・生息環境の改変を回避する。	○	○	既存データ(リスト①+地図①)で確認したところ、該当なし
②構造物が動物の移動の支障とならないようにする。やむ終えない場合は、新たな移動経路を設置する。	-	-	施工地は市街地
③野生生物の繁殖期間、産卵期間等における影響を低減する。	-	-	※設計段階での配慮
●生態系			
①京都府レッドデータブックに掲載された地域生態系や当該地域固有の生態系などの分布状況を把握し、改変を回避する。	○	○	既存データ(リスト②+地図②)で確認したところ、該当なし
②地域産の郷土種を利用した緑化・植栽や表土の復元、構造物の覆土などにより生態系を保全する。	-	-	緑化を行う適地がない
③樹木等の伐採を必要最小限に抑え、樹林地や草地、水際部から後背地などの自然植生の連続性を確保する。	-	-	※設計段階での配慮
■生活環境			
●水環境・水循環			
①工事施工に伴う汚水、濁水、土砂の流出による環境悪化を防止するとともに、水循環を阻害しない工法で行う。	-	-	※建設工事公衆災害防止対策要領 汚水や濁水の発生する工種なし
●大気環境			
①工事施工中の排ガス対策や臭気発生防止対策を行う。	○	○	※建設工事公衆災害防止対策要領 特記仕様書に記載し、現場監督員が確認
●土壌・地盤環境			
①客土による汚染土壌の導入や化学物質などによる土壌の汚染を防止する。	-	-	客土の使用無し

配 慮 項 目	設計・積算 段	完 成 時	備 考
②土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。鉱山跡地等で重金属の影響ある場合は土地の改変を回避する。	—	—	※設計段階での配慮
●騒音・振動			※建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
①騒音、振動等に配慮した工法を採用する(低振動、低騒音型の建築機械を使用する)。また、防音壁、防音シート、緩衝緑地等を設置し、騒音防止を図る。	—	—	騒音、振動等はない
②早朝や夜間の建設機械の稼働を避ける。	○	○	指針に規定されている
●廃棄物・リサイクル			※建設副産物適正処理推進要綱
①現況地形を活かし、造成土量を抑制する。	—	—	※設計段階での配慮
②建設発生土の再利用、植物廃材の有効利用、再生骨材や再生砕石等の資源活用に努める。	○	○	特記仕様書に記載し、現場監督員が確認
●化学物質、粉塵			
①施工前に有害化学物質の有無を確認する。施工時は防塵シートの設置や散水を行う。	—	—	該当建築物等なし
●電磁波、電波環境、日照			
①電波障害、日照障害等を防止する。	—	—	※設計段階での配慮
■地域個性・文化環境			
●景観			
①構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の特性や統一性に配慮する。	○	○	形状や色彩にいて、区画整理事業と統一している。
②周辺の景観や自然植生と調和した緑化を行ったり、支障となる樹木等の移植を行い修景に活かしたりする。	—	—	※設計段階での配慮
③歴史的構造物等の優れた歴史的・文化的景観に近接する場合は、一体的な保全及び修景に配慮する。	—	—	※設計段階での配慮
●地域の文化資産			
①史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、文化財環境保全地区、文化財指定・登録の建造物、庭園、石造物等の状況を把握し、直接的な影響及び周辺環境の改変などを回避する。	—	—	※設計段階での配慮
②構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の風土や文化などの文化資産に調和したものとする。	—	—	※設計段階での配慮
③古道や街道、峠、社寺への参道など、歴史的に重要な道については、その線形や形態等を保存する。鎮守の森や神木などの民間信仰の対象、故事来歴等の保存にも配慮する。	—	—	※設計段階での配慮
●里山の保全			
①近隣の里山やため池の分布や植生の状況を把握し、地域で典型的な里山やため池の消失や分断を回避する。	—	—	※設計段階での配慮
●伝統的行事			
①年中行事や祭礼、儀礼、法会、民俗芸能などの、地域における風俗習慣の拠点となっている場所を把握し、影響を回避する。	—	—	※設計段階での配慮
②地域における伝統的行事の実施を施工により中断、分断等させない。	○	○	伝統的行事祭の情報なし
●地域住民との協働			
①計画策定や施工、施工後の管理において、地域住民との協働の仕組みを取り入れる。	—	—	※設計段階での配慮
②水辺の親水性を確保、形成する。	—	—	水辺無し

↑ ↑
配慮した場合・・・○

配慮できない場合・・・×（その理由を備考欄に記入）

該当しない場合・・・—

施工業者の環境配慮状況

○工事施工業者の環境認証等の取得状況

配 慮 項 目	設 計 ・ 積 算 段 階	完 成 時	備 考
---------	------------------	-------	-----